

第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見の骨子案
(「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係)

平成24年6月21日

以下1～3の項目を柱に「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現に関する意見」として、次回会合(7月5日予定)において案文を検討。

3月に取りまとめた「雇用・セーフティネットの再構築に関する意見」と合わせて全体を一本化した上で、監視専門調査会から男女共同参画会議に報告することを想定。

1 税制及び社会保障制度の見直し【P】

※ 神野先生ヒアリング及び意見交換、前回会合での議論等を踏まえて記述する予定。

2 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

○ 以下について、政府における取組を求める。

- ー 男女共同参画をめぐる国民の基本的な意識の実態を定期的に把握すること。
当該結果も踏まえて、固定的な性別役割分担意識の解消等のための効果的な広報啓発を展開すること。
- ー 第3次基本計画で掲げられている「成果目標」のうち、人に関する成果目標で男女別データを把握できないものについて、改善を図るための措置を講ずること。
- ー 政策のPDCAサイクルの中に男女共同参画の視点を取り入れ、定着させるため、政策の企画立案・評価に携わる職員の各種研修において男女共同参画の視点を習得する機会を積極的に設ける措置を講ずること。
- ー 平成23年社会生活基本調査の結果を用いて、育児、介護等に男女が費やす時間について分析し、家庭や地域における無償労働の実態を各種媒体を通じて国民に分かりやすく提供すること。
- ー 男女共同参画等に関連する調査事業等において総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、積極的に男女共同参画等に関する評価項目の設定に取り組むこと。

3 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

○ 子ども・子育て関連3法案は、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男女が子育てと仕事を両立できる社会の実現にも寄与するもの。子育て支援の充実により、出産や就業についての個々人の希望が実現しやすくなることで、女性の活躍による経済活性化への効果も期待できる。監視専門調査会としては、政府におけるこれまでの取組を評価するとともに、国会における審議状況を注視していきたい。

※ 法案の審議状況に応じて、今後、専門調査会としての意見を追記することも検討。